

## 令和6年度 学童保育所利用料金減免・助成申請について

◆ 対象者：昨年の収入に対する所得税が非課税（廃止年少扶養控除を考慮したもの）の世帯が対象となります。

◆ 助成時期：申請された月から減免適用となります。

◆ 提出先：太宰府市役所保育児童課 13番窓口（郵送可）

◆ 提出書類 <①～③を提出してください>

① 学童保育所利用料金助成申請書兼委任書（市の様式第1号）

保育児童課窓口もしくは、太宰府市ホームページにて配布しております。

② 令和5年1月から令和5年12月までの収入に対してかかる所得税が証明できるもの

・会社員の人 ⇒ 源泉徴収票（写）

・自営業の人 ⇒ 確定申告書（写）

（注）収入がなかった人も申告していただき、その（写）が必要です。

{ 但し、令和6年1月1日現在、本市に住民票がある世帯は提出不要です。  
（本市で確認できるため） }

③ 令和5年度（令和4年1月～令和4年12月の収入に対する課税分）の住民税の課税証明書

{ 但し、令和5年1月1日現在、本市に住民票がある世帯は提出不要です。  
（本市で確認できるため） }

※ 令和5年度に減免制度の適用を受けられていた方についても、申請は毎年度必要ですので、ご注意ください。

※ 提出書類に不備等がある場合は、減免・助成の認定が遅くなる場合がございます。その際は、減免・助成が認定されるまで通常保育料をお支払いいただくこととなりますので、ご了承ください。

※ 学童保育所利用料金助成申請書兼委任書下部の委任書についても、申請者の方の住所・氏名が必要になりますのでご注意ください。

〒818-0198

太宰府市観世音寺1丁目1番1号

太宰府市役所 健康福祉部 保育児童課

TEL092-921-2121